

熊本県立八代高等学校関東地区同窓会会則

< 総 則 >

第1条（名 称）

本会は熊本県立八代高等学校関東地区同窓会と称する。

第2条（目 的）

本会は関東に在住する会員間の連絡や交友の基点となるとともに、母校および本部との情報交換の窓口となって卒業生全体の親睦に寄与することを目的とする。

第3条（事 業）

本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

総会及び学年幹事会を開き親睦を深めること。

会報を発行すること。

母校の発展に協力すること。

その他目的の達成に必要と認める事業。

< 会 員 >

第4条（会 員）

- 1．本会は原則として、関東近県に在住する会員で組織する。但し、前記都県に在住しない場合でも本会に任意に参加を希望する者は会員として認める。
- 2．本会の会員を下記の通りに定める。
 - ・ 済々黌八代分黌
 - ・ 八代中学校、八代高等女学校・八代高等学校併設中学校、八代女子高等学校併設中学校 ・ 八代女子高等学校、八代高等学校の修業生及び卒業生並びに学校の職員、旧職員

第5条（異動届出義務）

本会の会員は、氏名、住所等に異動が生じたときは、学年幹事、ホームページ、事務局などを通じ、遅滞なくその旨を届け出るものとする。

< 機関 >

第6条（機関）

本会には、以下の機関を置く。

総会

学年幹事会

事務局

第7条（総会の招集）

- 1．本会は、年1回定時総会を開催する。なお、必要に応じ臨時総会を開催する。
- 2．定時総会の招集は学年幹事会が決定する。臨時総会の招集は会長が学年幹事会にはかり決定する。
- 3．定時総会の招集の手続は、事務局が関東地区同窓会名で発行する会報の発行をもつ

て代えるものとする。ただし、臨時総会は事務局長が会長名で招集するものとする。

第8条（総会の議事進行）

1. 定時総会の議長（司会進行担当）は、当番学年幹事のなかから会長が予め指名する。臨時総会については、会長または学年幹事会が学年幹事のなかから指名した者が議長となる。
2. 総会の議長は総会の秩序を維持し議事を整理する。

第9条（総会の権限）

1. 総会は、下記の事項を決定する。
 - 本会会則の制定ならびに改正
 - 会計報告の承認
 - 会長、副会長の選任承認
 - その他の重要事項
2. 総会の議決方法は出席者の過半数による多数決とする。

第10条（学年幹事会）

1. 学年幹事会は総会につく議決機関であり、会長または当番学年幹事がこれを招集する。
2. 学年幹事会の議長は当番学年幹事の代表者が行う。
3. 学年幹事会の議決方法は各学年を1票として、その過半数による多数決とする。

第11条（学年幹事会の任務）

1. 学年幹事は、会長・副会長・顧問・監査委員・事務局長と共に学年幹事会を構成し、会の業務につき意思決定を行う。
2. 学年幹事会の任務の主なものは次の通りとする。
 - 年度計画に関する事項
 - 拠出会費の決定および予算作成に関する事項
 - 決算に関する事項
 - 総会の招集の決定および議事に関する事項
 - 各種規定の制定ならびに改正に関する事項
 - 会長候補者及び副会長候補者の決定
 - 監査委員、事務局長の選任・報告
 - 顧問の委嘱・報告
 - 事務担当幹事、学年幹事の委嘱
 - 役員のみなし退任に関する事項
 - 当番学年幹事の業務への助言・協力
3. 学年幹事会の議題および議案の内容は招集者において決定するものとする。

第12条（事務局）

1. 本会の事務局を東京都内に置く。
2. 事務局は、学年幹事会において定め、総会に報告する。

< 役員を選任・任期 >

第13条（役員）

本会には以下の役員をおくものとする。

会長	1名	副会長	5名以内
顧問	若干名	監査委員	2名
事務担当幹事	若干名	事務局長	1名
学年幹事	各卒業年度毎に3名以内		

第14条（会長の選任）

1. 会長は、顧問およびその経験者を除く会員の中から学年幹事会において候補者を決定し、総会において選任するものとする。
2. 会長候補者は、会長または学年幹事のうち5学年以上代表者の推薦を得て決定するものとする。
3. 会長候補者が複数名推薦された場合は、学年幹事会に諮り学年幹事会にはかり各学年を1票とする無記名投票による多数決をもって決定するものとする。
3. 会長は、当該選任総会の終結のときをもって就任する。

第15条（副会長の選任）

1. 副会長は、会長・顧問およびその経験者を除く会員の中から学年幹事会において候補者を決定し、総会において選任するものとする。
2. 副会長候補者は、学年幹事会において会長または学年幹事のうち3学年以上代表者の推薦を得て決定するものとする。
3. 副会長候補者が6名以上推薦された場合は、学年幹事会にはかり各学年を1票とする無記名投票による多数決をもって決定するものとし、得票数の多い順に3名を選出する。
4. 副会長は、当該選任総会の終結のときをもって就任する。

第16条（顧問の委嘱）

1. 学年幹事会は、会長、副会長、監査委員、事務局長を退任した者、または本会の創立または維持運営に功労のあった者を顧問に委嘱することができる。
2. 前2項による顧問の委嘱は総会の承認を要しないものとし、学年幹事会が新たに顧問に委嘱したときは総会に報告する。

第17条（監査委員の選任）

1. 監査委員は、会員の中から学年幹事会において選任し、選任直後の総会で報告するものとし、当該総会終結のときをもって就任する。
2. 監査委員候補者は会長が学年幹事会に推薦する。

第18条（事務局長の選任）

1. 本会の事務局に事務局長を置く。
2. 事務局長は、会員の中から学年幹事会において選任し、選任直後の総会で報告する。
3. 事務局長候補者は、会長が学年幹事会に推薦する。

第19条（事務担当幹事の委嘱）

1. 学年幹事会は、事務局長の指示のもとに特定の事務を担当する事務担当幹事を選任

できるものとする。

2. 事務担当幹事は、会員の中から委嘱事務を示したうえで委嘱する。

第20条（学年幹事の委嘱）

1. 学年幹事会を構成する学年幹事は、当該卒業年度の会員が学年幹事会に出席可能な状況にある者を代表として推薦するなど任意の方法で各卒業年度ごとに決定する。
2. 各卒業年度の会員による決定がなされない場合、学年幹事会の推薦により決定することができる。

第21条（当番学年幹事）

1. 当番学年幹事は、毎年各卒業年度の会員の持ち回り当番制とする。
2. 当番学年幹事は、総会終了後に次学年度の当番学年幹事に事務を引き継ぐものとする。

第22条（任期）

1. 役員任期は就任後2年目の総会終結のときまでとする。但し、当番学年幹事を除き再任を妨げない。
2. 役員が辞任、死亡、事故その他の事情により欠けたときは、上記選任・委嘱手続に従い補欠としての後任役員を選任・委嘱しうるものとする。
3. 前項により選任された後任役員任期は、前任者の任期満了までの間とする。

第23条（みなし退任）

1. 学年幹事会は、役員が職務を執行することができないと認めるときは、当該役員につき退任したものとみなすことができ、これは出席学年幹事の3分の2以上の多数をもって決定する。
2. 学年幹事会が役員を前項の規定により退任したときは総会に報告する。

< 役員の仕事 >

第24条（会長の仕事）

1. 会長は本会を代表するとともに、会員相互の親睦に努め、副会長・学年幹事などと共に学年幹事会を構成し、会の常務につき意思決定を行う。
2. 会長は、以下の業務を行う。

次期の会長、副会長、事務局長の各候補者を学年幹事会に推薦する。

副会長と協議の上、必要があると判断したときは学年幹事会または臨時総会を開催することを決定する。

当番学年幹事のなかから定時総会の議長（司会進行担当）を予め指名する。

自ら臨時総会の議長となり、あるいは学年幹事の中から議長（司会進行担当）を指名する。

第25条（副会長の仕事）

1. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時または会長の命によりその職務を代行する。
2. 副会長は、会長・学年幹事と共に学年幹事会を構成し、会の常務につき助言するとともに、事務局・当番学年幹事の職務に協力する。

第26条（顧問の仕事）

顧問は、会務につき会長または学年幹事会の諮問にこたえ、これに助言するとともに、会長、副会長などの役員の職務に協力する。

第27条（監査委員の任務）

監査委員は本会の会計の監査にあたり、定時総会に監査の結果を報告する。

第28条（事務局長の任務）

1. 事務局長および学年幹事は会長・副会長の命を受け、学年幹事会の意思決定に従い、会長に代わって会の常務につき業務を行う。
2. 事務局長は、以下の業務を行う。

会員名簿の整備に関する事項

ホームページの管理に関する事項

会報の発行、管理に関する事務

総会の開催に関する事項

会計事務に関する事項

事務担当幹事への指示

母校、本部および会員との連絡に関する事項

会務の円滑な推進に必要な事項

第29条（事務担当幹事の委嘱）

1. 事務担当幹事は、事務局長の指示に従い、以下の委嘱事務を行う。

会員名簿の整備補助

ホームページの維持・管理・改訂に関する事項

会報の内容・構成・発行事務に関する事務

その他学年幹事会が委嘱した事務

2. 事務担当幹事は、各委嘱事務につき状況および結果を学年幹事会に報告する。

第30条（当番学年幹事）

1. 当番学年幹事は、事務局長および事務担当幹事の補佐を受けて、定時総会の内容の決定・準備、招集事務、会報の編集・発送、年度の会計事務などを行う。
2. 当番学年幹事は、学年幹事会を招集し、その議長となる。
3. 当番学年幹事の代表者は会長の指名を受けて総会の議長（司会進行担当）となる。

<会計>

第31条（会計）

1. 収入 本会の収入は、拠出会費、寄付金、およびその他の収益金とする。
2. 会費 前項の拠出会費は学年幹事会がこれを決定し、総会に報告する。
3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
4. 会計報告 本会の会計は監査委員の監査を経た後、総会に報告しなければならない。

第32条（付則）

本会則は平成17年10月1日開催の総会での承認を条件として同日より施行する。